

## ●意思の表出に係る外部機関等との意見交換に関するガイドライン

（令和4年1月27日）  
日本学術会議第321回幹事会決定

### 1. 目的

本ガイドラインは、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日）を踏まえ、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることに資するため、日本学術会議が行う意思の表出に係る外部機関等との意見交換について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 基本的考え方

- (1) 本ガイドラインにおける外部機関等との意見交換とは、上記の目的のため、部、委員会、分科会又は若手アカデミー（以下「委員会等」という。）が学協会、各府省及び地方行政関係者等の政策立案者、専門職団体、産業界、N G O ・ N P O その他の団体と行う組織間の意見交換をいう。
- (2) 意見交換は、学術の観点からの内発的な問題意識に加えて政府や広く社会の関心を徴して委員会等における課題設定を図るとともに、多様な要求や問題関心が存在することから、多様な声に耳を傾けるために実施する。また、双方の間に信頼を伴うコミュニケーションが成り立つよう努める。
- (3) 意見交換の相手方の選択にあっては、総合的・俯瞰的な視点に留意し、テーマの性格に応じて、多様な分野又は利益を代表する機関等から構成されるように努める。

### 3. 手続

- (1) 委員会等が外部機関等との意見交換を行おうとするときは、当該機関等との連絡を円滑に行う観点から科学と社会委員会政府・産業界・市民との連携強化分科会の長の助言を受けることができる。
- (2) 委員会等が「意思の表出等の作成手続について」（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）に基づき、意思の表出に関する査読又は審議において科学的助言等対応委員会が確認を行うべき事項に該当する外部機関等との意見交換を行ったときは、科学と社会委員会政府・産業界・市民との連携強化分科会の長及び科学的助言等対応委員会に、意見交換の概要とともに通知し、事務局はその意見交換の概要を整理・保管するものとする。科学的助言等対応委員会は、査読又は審議に資るために、整理・保管された概要を参照するとともに、必要に応じて意見交換を実施した当該委員会等からヒアリング等による内容の確認を行うことができる。

## 附 則

本ガイドラインは、決定の日から施行する。